

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

君津市長

公表日

令和6年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険法に基づく国民健康保険の資格及び給付等に関すること
③システムの名称	住基基幹システムMISALIO 高額療養費支給システム 番号連携サーバ 中間サーバ 国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報照会)44の項 (情報提供)44の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	君津市市民生活部国保年金課 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1172

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月13日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険の資格及び給付等に関すること	国民健康保険法に基づく国民健康保険の資格及び給付等に関すること	事後	
平成29年4月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基基幹システムMISALIO、高額療養費支給システム	住基基幹システムMISALIO 高額療養費支給システム 番号連携サーバ 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成29年4月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の30、第24条	事後	
平成29年4月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二の42及び43 【提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119	事後	
平成29年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国民健康保険課長 村越 護	国民健康保険課長 庄司 博	事後	
令和2年1月22日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づく国民健康保険の資格及び給付等に関すること	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険法に基づく国民健康保険の資格及び給付等に関すること		
令和2年1月22日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月22日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の42、43の項 【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119	【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の42、43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第25条、第25条の2 【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第41条の2第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条		
令和3年5月14日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国民健康保険課長 庄司 博	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の42、43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2 【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第41条の2第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条	【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の42、43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2 【提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第41条の2第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条	事後	
令和4年5月31日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基基幹システムMISALIO 高額療養費支給システム 番号連携サーバ 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	住基基幹システムMISALIO 高額療養費支給システム 番号連携サーバ 中間サーバ 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
令和4年5月31日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部国民健康保険課	市民生活部国保年金課	事後	
令和4年5月31日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	君津市保健福祉部国民健康保険課 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1172	君津市市民生活部国保年金課 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1172	事後	
令和4年5月31日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ. しきい値判断項目 1. 対象人数 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年5月31日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年5月31日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和6年8月1日	Ⅱ. しきい値判断項目 1. 対象人数 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年6月30日 時点	令和6年6月30日 時点	事後	
令和6年8月1日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年6月30日 時点	令和6年6月30日 時点	事後	
令和6年8月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の44の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の42、43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2 【提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第41条の2第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報照会)44の項 (情報提供)44の項	事後	